豊田市高齢者等配食サービス事業委託（豊田地区②）（単価契約）仕様書

この仕様書は、配食サービス事業業務の大要を示すものであり、業務実施に当たっては、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等の公衆衛生に関する法令等を遵守するとともに、この仕様書に記載なき事項であっても、現場の状況に応じて、信義を重んじ、誠実に業務を実施しなければならない。

１　委託業務の内容

（１）高齢者（６５歳以上の者）及び障がい者（以下「高齢者等」という。）向けの食事を調理し、豊田市が指示をした利用者の自宅へ配達すること。

（２）食事の受渡しは、手渡しで行うこと。

また、受け渡したときは、高齢者等配食サービス事業スケジュール表（別紙１）（以下「配食サービススケジュール表」という。）に確認印をもらうこと。

（３）安否確認業務の詳細は「安否確認業務仕様書」（別紙２）による。

２　業務の範囲

豊田地区②とする。

地区の区分は、配食サービス地区別町名表（別紙３）のとおりとする。

３　準備期間

委託期間の開始日から令和９年３月３１日までを準備期間とし、令和９年４月１日から配食サービスを開始する。なお、準備期間中の支払は発生しないこととする。

４　実施日・配達時間

（１）実施日は毎日とし、食品の安全性を常に配慮し、調理完了後概ね２時間程度を目安に、４時間以内で利用者へ配達すること。

（２）利用者の自宅に食事を配達する時間帯は、次の時間を基本とすること。

昼食　　午前１０時３０分から午後０時３０分まで

夕食　　午後　４時００分から午後６時００分まで

ただし、利用状況等によっては

昼食において午前１０時００分から午前１０時３０分までの前倒し

夕食において午後３時００分から午後４時００分までの前倒し及び午後６時００分から午後６時３０分までの延長をすることができる。

（３）新規利用者に対しては、初回配達日の前に打合せを行って配達方法を調整し、食事の到着予定時間（概ね１時間の範囲）を伝えること。

（４）自然災害等により業務従事者に危険が生じる場合や本業務が実施できない状況となった場合は、市と協議を行い、中止することができる。この場合、利用者に電話連絡による安否確認等を行うこと。

（５）中止基準については、豊田市高齢者等配食サービス　中止基準（別紙４）のとおりとする。なお、「緊急メールとよた」に登録するなど市からの連絡がなくても中止基準を判断できる体制を整えておくこと。

また、中止した場合の食事については、事業者の責めにおいて、自由に取り扱

うことができる。

5　実績報告

１か月ごとの実績報告書（別紙５）は、利用者・食事の種類・配食回数等を記載し、配食サービススケジュール表を添えて翌月の１０日までに提出すること。

6　利用者の負担

普通食及び普通食を刻んだ食事における利用者の負担（以下、利用料）はプロポーザル時に市が認めた金額とする。

カロリー、塩分等を調整した食事、飲み込む力が弱い人向けの食事（以下「特別食」という。）の提供や利用者個別の要望によりご飯の量を変更した場合は、契約者及び利用者双方の合意により、利用料を変更することができる。

7　利用料の徴収

（１）利用料は、契約者が利用者から直接徴収を行うものとする。

（２）利用者が利用料の支払いを行わず２か月分の利用料を滞納した場合は、豊田市へ報告し、その後の対応について、協議のうえ、必要な措置を講じることができる。

8　委託料の支払

（１）委託料の内容は、安否の確認、連絡調整、食事の配達等に要する諸経費分とする。

（２）契約金額の支払いは、毎月末を支払整理日として、１２回の分割払いとする。

（３）毎月の支払額は、各支払整理日までの実配食回数にそれぞれの契約単価（消費税及び地方消費税を含む）を乗じた額の総和とする。ただし、その額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。なお、利用者不在のため配食ができなかったとき及び自然災害等により配食できなかったときは、安否確認業務を行った場合にこれを実配食回数に含めること。

9　配食サービススケジュール表

１か月ごとに配食サービススケジュール表を作成すること。新規申請時は地域包括支援センター、ケアマネジャー等が作成し、翌月以降は契約者が利用者と調整して作成すること。

１０　安全・衛生について

（１）業務を実施するに当たっては、常に食品衛生法その他関係法規を守り、監督官庁の指示に従うこと。

（２）原材料の取扱い、調理、配達等に当たっては、食中毒事故防止のための衛生管理を適切に行うこと。万が一、食中毒等の恐れがあるときは、速やかに豊田市へ報告、協議の上、対応すること。

（３）豊田市の指示があった場合は、保健所による立ち入り検査及び食品衛生法第２８条の規定に基づく食品関係収去検査を行い、検査結果を提出すること。また、検査に当たり、豊田市が検査機関に検査結果を照会することに同意すること。

（４）本事業の調理従事者についての検便検査（赤痢菌・サルモネラ菌・O-157）を、１か月に１回以上実施すること。
（５）デイサービス等により利用者が不在で、やむを得ず利用者宅玄関前等へ弁当を置いておく際は、保冷容器等に入れる等して、必要な対策を行うこと。また、その際にかかる保冷容器等の経費は事業者が負担すること。

１１　検食・保存食

（１）調理完了後、配達前に全品目を試食し、味付け、異臭等を確認すること。
（２）豊田市は、本事業に係る食事の検食を契約期間中に実施し、その結果を契約者に報告する。
（３）保存食は、万が一事故が発生した場合の原因を明らかにするため、調理済み食品を、食品ごとに５０ｇ程度清潔な容器に入れ密封し、－２０℃以下で２週間以上保存すること。

１２　食事内容及び献立

（１）食事は、自らの営業許可を受けている調理施設で調理したものであること。
（２）食事内容は、栄養バランスの取れた高齢者等にふさわしいものであり、季節に応じたものであること。
（３）献立は栄養士が作成し、普通食は次にあげる１食当たりの食事摂取基準値を目安にすること。ただし、普通食及び普通食を刻んだ食事の他に、特別食については必ずしも基準値に到達していなくても良いが、基準値を超えることは認められない。

・エネルギー　：　５００～６６０kcal　　・たんぱく質　：　２０～２５ｇ
・塩分　　：　３ｇ未満

（日本人の食事摂取基準（2025 年版）を参考）

（４）特別食を利用者にメニューとして提供する場合は、事前に豊田市に情報提供を行うこと。
（５）献立表にはエネルギー摂取量、たんぱく質、塩分量について記載すること。なお、普通食について複数の献立を用意する場合は、各献立について献立表を作成すること。
（６）献立表は、利用月の１週間前までに豊田市に提出して確認を受けた後に、同じ内容のものを利用者に渡すこと。
（７）材料の調達上やむを得ない事由により献立を変更するときは、変更の事由を付して、事前に豊田市の承認を得ること。
　また、承認を得た場合は、速やかに利用者に連絡すること。
（８）「地産地食」を推進するため、積極的に豊田市産の食材を使用すること。
　また、使用する豊田市産の食材を献立表に表示し、利用者に周知すること。

１３　容器

（１）容器は契約者自らが用意し、衛生的なものを使用すること。
（２）感染症等の感染拡大が懸念される場合は、感染症対策として使い捨て容器を使用すること。また、使い捨て容器にかかる経費は契約者が負担すること。

１４　個人情報保護、情報セキュリティ

業務を実施するにあたっては、別紙「個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」を遵守し、特に以下の２点に留意すること。

（１）配達時に個人情報を車内に放置したり、利用者の情報を第三者に漏らしたりすることが無いようにすること。

（２）外部記録媒体の紛失に注意し、ウィルス未対策のパソコンは絶対に使用しないこと。

１５　緊急・異常時等の対応

（１）事故等の防止に努めるとともに、緊急事態の発生に備えて連絡体制及び利用者の異常時等における対応マニュアルを整備すること。

（２）緊急事態が発生した場合は、対応マニュアルに則り迅速かつ適切に対応するとともに豊田市及び関係機関に速やかに報告すること。

１６　苦情処理・損害賠償

（１）利用者の苦情に対しては、誠実に対応し、迅速にその処理に努め、豊田市に報告すること。

（２）利用者及びその関係者等から侮辱行為や暴力行為等の迷惑行為を受けた場合は、豊田市と協議し、必要な対策を講じることができる。

（３）契約者の責に帰すべき事由に基づく事故が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害賠償を行うこと。

１７　その他

（１）契約者は、契約した業務の全部又は一部を他の者に再委託してはならない。

（２）契約者は豊田市との連絡を密にし、必要に応じて連絡会議に出席すること。

（３）豊田市は、業務の監督上必要がある場合に現地に立ち入り調査、指導を行うことができるものとし、契約者はこれに協力すること。

（４）配達にあわせて本事業や利用者の利益となる事業に関するチラシ等の配布に協力すること。

（５）検食に係る費用以外の経費は、契約者が負担すること。

（６）この仕様書に記載なき事項については、豊田市と協議の上、誠実に実施すること。

別紙１

高齢者等配食サービス事業スケジュール表

地区

R7.9月改正

申請番号（市記入欄）

利用者	住　所		電話番号1		電話番号2	
	フリガナ		性別			
	氏　名		生年月日			
	世帯状況					
緊急連絡先		続柄		携帯電話番号		電話番号
	氏名	続柄		携帯電話番号		電話番号

新規申請書に記入がある内容を自動

通所サービスの利用		サービス名		利用曜日	
四肢機能					
視力					
聴力					
認知機能					

食事種類			食事形態							時間帯			
利用曜日					曜日選択	□ 月曜	□ 火曜	□ 水曜	□ 木曜	□ 金曜	□ 土曜	□ 日曜	
一時利用※該当者のみ記入		月		日	から		月		日	まで			

		日	月	火	水	木	金	土
配食予定日	日付	日	日	日	日	日	日	日
	昼	印	印	印	印	印	印	印
	夜							
	日付	日	日	日	日	日	日	日
	昼	印	印	印	印	印	印	印
	夜							
	日付	日	日	日	日	日	日	日
	昼	印	印	印	印	印	印	印
	夜							
	日付	日	日	日	日	日	日	日
	昼	印	印	印	印	印	印	印
	夜							
	日付	日	日	日	日	日	日	日
	昼	印	印	印	印	印	印	印
	夜							
	日付	日	日	日	日	日	日	日
	昼	印	印	印	印	印	印	印
	夜							
	日付	日	日	日	日	日	日	日
	昼	印	印	印	印	印	印	印
	夜							

記入方法　通常　○　通所サービスで不在日　デ

特記事項	自費での早期開始希望　なし	自費利用開始日	月　日

□ 難聴のため、大きな声で呼びかけが必要
□ スムーズに行動できないため、玄関先等に出てくるまで時間がかかる
(その他あれば以下に記入)

事前連絡	時間等の指定				
	連絡先		氏名		
			携帯電話番号		その他電話番号
支払い	支払い方法		支払時期		
	請求書送付先		氏名		
			送り先住所		
事業者名		作成者	事業所名		
			氏名		
			電話番号		

別紙２

安否確認業務仕様書

１　食事は、利用者本人に手渡しで行うこと。

手渡しとは、利用者の安否確認のため、利用者本人を目視確認し、利用者の応答を得た状態で食事を引き渡すことをいう。ただし、利用者本人の足が不自由などの理由により手渡しが不可能な場合は、手渡しの方法について事前に市の指示を仰ぐこと。

２　利用者不在の場合は安否確認を行うこと。利用者不在とは、手渡しができなかった場合のすべてをいう。

（１）デイサービス利用時以外の場合（通常の安否確認方法）

安否確認は、概ね次の手順で行うものとし、確認や連絡が取れたところで終了する。

ア　利用者宅異変の確認

イ　利用者本人への電話連絡

ウ　利用者宅玄関前等へ不在票を置いておくこと

エ　不在票と併せて、利用者宅へ安否確認の電話をすること（時間を置いて計２回まで）

オ　緊急連絡先への電話連絡（時間を置いて計２回まで）

※オまで進めて連絡が取れないときは、可能な限り緊急連絡先にショートメール等で連絡するとともに、市へ報告し、対応を終了すること。

また、対応終了後、利用者又は緊急連絡先と連絡が取れた場合には、速やかに市に連絡すること。

（２）デイサービス利用時の場合

安否確認は、概ね次の手順で行うものとし、確認や連絡が取れたところで終了する。

ア　利用者宅玄関前等へ不在票を置いておくこと

イ　不在票と併せて、弁当を置いておき、利用者宅への弁当受取確認の電話をすること（時間を置いて計２回まで）。

※利用者宅玄関前等へ弁当を置いておく際は、保冷容器等に入れる等して、必要な対応を行うこと。また、その際にかかる保冷容器等の経費は事業者が負担すること。

ウ　緊急連絡先への電話連絡（時間を置いて計２回まで）

※ウまで進めて連絡が取れないときは、可能な限り緊急連絡先にショートメール等で連絡するとともに、市へ報告し、対応を終了すること。

また、対応終了後、利用者又は緊急連絡先と連絡が取れた場合には、速やかに市に連絡すること。

（３）安否確認に際して利用者の異常等を発見したときは、必要な処置を行うこと。

（４）確認や連絡が取れなかったとき、あるいは緊急の対応をした場合は、速やかに市へ連絡すること。

（５）利用者本人が電話を持っていない場合には、弁当の手渡しを原則とするため、（１）における手順のうちア、ウ及びオを、（２）における手順のうちア及びウを実施すること。

３　利用者や親族から緊急連絡先の変更等の連絡があったときは、速やかに市へ連絡すること。

4　利用者や親族に安否確認の趣旨や内容が理解されるよう努めること。

5　業務に携わる全ての者に対し業務内容を徹底させるため、必要な教育を行うこと。

6　業務において疑義がある場合は、速やかに市と協議すること。

別紙３

配食サービス地区別町名表

	あ	か	さ	た	な	は	ま	やらわ
豊田地区①	逢妻町 青木町 秋葉町 曙町 朝日ケ丘 朝日町 荒井町 池田町 生駒町 泉町 市木町 五ケ丘 井上町 今町 岩滝町 上野町 畝部西町 畝部東町 梅坪町 上挙母 上原町 栄生町 永覚新町 永覚町 大池町 大島町 大清水町 大林町 大見町 小川町 鴛鴨町 落合町	柿本町 和会町 金谷町 神池町 上丘町 上郷町 河合町 川田町 川端町 神田町 喜多町 京ケ峰 京町 久保町 鴻ノ巣町 小坂町 小坂本町 越戸町 古瀬間町 琴平町 寿町 駒新町 駒場町 衣ケ原 挙母町	幸町 栄町 桜町 三軒町 汐見町 志賀町 四郷町 枝下町 渋谷町 清水町 下市場町 下林町 樹木町 昭和町 浄水町 白浜町 新生町 陣中町 新町 神明町 水源町 砂町 住吉町 聖心町 千石町 千足町	大成町 太平町 高丘新町 高岡町 高岡本町 高上 高崎町 高橋町 高原町 高町 高美町 宝町 竹生町 竹町 竹元町 田代町 田中町 田町 長興寺 司町 月見町 土橋町 堤町 堤本町 貞宝町 寺部町 手呂町 天王町 渡合町 東新町 百々町 渡刈町 常盤町 十塚町 トヨタ町	中島町 中田町 中根町 中町 西岡町 錦町 西新町 西田町 西広瀬町 西町 西山町 日南町 野見町 野見山町	配津町 白山町 八幡町 花丘町 花園町 花本町 東梅坪町 東山町 久岡町 日之出町 平井町 平芝町 平戸橋町 平山町 広川町 広久手町 広路町 広田町 広美町 深田町 福受町 扶桑町 双美町 平和町 豊栄町 宝来町 細谷町 本新町 本田町 本地町 本町	前田町 前林町 前山町 桝塚西町 桝塚東町 松ケ枝町 丸根町 丸山町 美里 瑞穂町 水間町 御立町 緑ケ丘 御船町 宮上町 宮口町 宮前町 宮町 美山町 御幸町 御幸本町 美和町 室町 明和町 元城町 元町 元宮町 森町	社町 矢並町 山中町 山之手 横山町 吉原町 竜宮町 竜神町 若草町 若林西町 若林東町 若宮町 八橋町
豊田地区②	石野町 伊保町 岩倉町 鵜ケ瀬町 大内町 王滝町 乙部ケ丘 乙部町 大畑町 押沢町 小呂町	貝津町 上高町 桂野町 加納町 亀首町 加茂川町 勘八町 九久平町 国附町 幸海町 小峯町	坂上町 猿投町 篠原町 幸穂台 下室町 城見町 石楠町	滝見町 滝脇町 田籾町 力石町 千鳥町 寺下町 富田町 巴町 豊松町	中垣内町 中金町 中切町 長沢町 鍋田町 成合町 野口町	林添町 東広瀬町 東保見町 広幡町 藤沢町 芳友町 穂積町 保見ケ丘 保見町 本徳町	舞木町 松平志賀町 松平町 松嶺町	八草町

	あ	か	さ	た	な	は	ま	やらわ
藤岡地区	石畳町 石飛町 大岩町 折平町	上川口町 上渡合町 木瀬町 北一色町	三箇町 下川口町 白川町	田茂平町	西市野々町 西中山町	迫町 深見町 藤岡飯野町 北曽木町	御作町	
小原地区	市場町 岩下町 永太郎町 大ケ蔵連町 大坂町 大平町 大洞町 乙ケ林町 小原大倉町 小原北町 小原田代町 小 原 町	柏ケ洞町 鍛治屋敷町 上仁木町 苅萱町 川下町 喜佐平町 北大野町 北篠平町 樽俣町	雑敷町 沢田町 下仁木町 李町 川見町	千洗町 寺平町 東郷町 百月町	荷掛町 西丹波町 西萩平町 西細田町	日面町 平岩町 平畑町	前洞町 松名町 三ツ久保町 宮代町	簗平町 遊屋町
旭地区	浅谷町 旭八幡町 明賀町 有間町 伊熊町 池島町 一色町 市平町 牛地町 太田町 大坪町 押井町 小滝野町 小渡町 伯母沢町	加塩町 上切町 上中町 日下部町 小田町 小畑町	榊野町 笹戸町 三分山町 閑羅瀬町 島崎町 下切町 下中町 杉本町 須渕町 惣田町	田津原町 坪崎町 時瀬町		東萩平町	槙本町 万町町 万根町	余平町
足助地区	安実京町 明川町 足助白山町 足助町 綾渡町 井ノ口町 岩谷町 有洞町 上八木町 漆畑町 大井町 大河原町 大蔵町 大蔵連町 大多賀町 大塚町	国閑町 篭林町 上切山町 上小田町 上佐切町 上脇町 川面町 北小田町 霧山町 国谷町 桑田和町 桑原田町 五反田町 小町 小手沢町	沢ノ堂町 塩ノ沢町 下国谷町 下佐切町 下平町 白倉町 新盛町 菅生町 摺町 千田町	竜岡町 田振町 玉野町 近岡町 葛沢町 葛町 椿立町 栃ノ沢町 栃本町 戸中町 富岡町	中立町 永野町 西樫尾町 怒田沢町 野林町 則定町	冷田町 東大島町 東大見町 東川端町 東渡合町 東中山町 久木町 平沢町 平折町 二タ宮町 細田町	御内町 御蔵町 実栗町 室口町	岩神町 山谷町 山ノ中立町 四ツ松町 連谷町 月原町
下山地区	阿蔵町 蘭町 宇連野町 大桑町 大沼町	蕪木町 神殿町 黒坂町 小松野町	下山田代町	田折町 高野町 立岩町 田平沢町 栃立町	梨野町 野原町	花沢町 羽布町 東大林町 平瀬町		和合町
稲武地区	稲武町 大野瀬町 押山町 小田木町	川手町 黒田町 桑原町 御所貝津町		富永町	中当町 夏焼町 野入町	武節町		

別紙４

豊田市高齢者等配食サービス　中止基準

１　食事の配達日の午前６時の時点で、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」が発令されている対象区域は、その日の配食サービスを中止する。
２　食事の配達日の午前６時以降に「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」が発令された対象区域は、その時点でその日の配食サービスを中止する。
３　気象情報等により、事前に大規模災害が発生することが予測される場合は、その日の配食サービスを中止する。
４　震度５弱以上の地震が発生し、食事を配達することが困難な場合は、利用者及び委託業者の安全が確保されるまで配食サービスを中止する。
５　その他、市長が利用者及び食事配達業者の身に危険が及ぶと判断した場合は、利用者及び委託業者の安全が確保されるまで配食サービスを中止する。
※自然災害等による利用者の責に帰さない理由により、配食が中止になった場合は、利用者からの負担は求めない。
※基準どおり配食を中止する場合でも利用者への電話連絡を行い、安否の確認と避難勧奨を行う（安否確認代として市から一定額を支払う。）。

別紙５

令和　　年　　月　　日

豊田市高齢者等配食サービス事業（豊田地区②）実績報告書（　　月分）

連番	登録番号	対象者名	地区	配食回数			請求金額（円）
				昼食	夕食	計	
小　計							

合　計	人				

契約者名